

### 3 都市計画道路の見直しの基本的な考え方

都市計画道路を見直すに当たっては、以下の基本的な考え方に基づいて進めます。

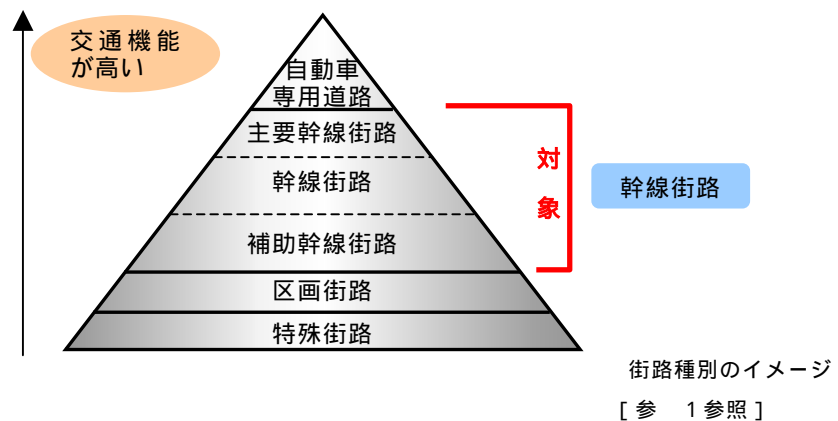
#### (1) 見直し検討対象候補路線の選別

以下の条件に適合する都市計画道路のうち、未着手区間について見直しを検討します。

##### 幹線街路を対象とする

「幹線街路」を対象とし、その他の「自動車専用道路」「区画街路」「特殊街路」については、以下の理由から対象としません。

- ・「自動車専用道路」基幹的な交通機能を有し市域を越えた広域的なネットワークを担う重要路線で、市単独で見直しできないため対象としない。
- ・「区画街路」土地区画整理事業など他事業と合わせて計画決定されており、道路単独で見直しできないため対象としない。
- ・「特殊街路」全線整備済みのため対象としない。



##### 当初決定から未着手のまま 20 年以上経過している路線を対象とする

“都市施設の計画の目標年次については、おおむね 20 年後を目標として都市計画を定めることが望ましい”とされているため、当初決定から未着手のまま 20 年以上経過している路線を対象とします。

(なお、当該路線のうち一部の区間が整備済、事業中であっても、未着手区間がある場合には対象とします。)

「都市計画運用指針 平成 17 年(2005 年) 8 月国土交通省」

ただし、当初決定からの経過年数が 20 年未満であっても、関連計画が頓挫するなど路線計画の前提が大きく変化した未着手路線も対象とする

## (2) 見直し検討の視点

見直し対象となった路線については、まず、道路の機能や役割からみた必要性を検証します。

検証の結果、必要性が高いと評価された路線については、現計画をそのまま「存続」します。

また、必要性が低いと評価された路線については、「廃止」又は「変更」した場合に周辺道路へ及ぼす影響度合などを検討し、そのうえで本市としての総合的な評価を行います。

### 道路の機能や役割からみた必要性の検証

見直し対象となった路線については、「幹線街路」「補助幹線街路」ごとに、以下の視点から必要性の検証を行います。

交通機能の確保に寄与する役割を担っているか  
防災機能の向上に寄与する役割を担っているか  
公共交通の利便性の向上に寄与する役割を担っているか

「補助幹線街路」のみの評価の視点

移転が困難な支障物件がないなど整備の実現性が高いか  
評価の具体的な内容は P17 に記載

必要性が  
高い

存続

必要性が  
低い

### 総合評価

必要性の検証の結果、必要性が低いと評価された路線については、以下の視点からさらに検討し評価を行います。

路線を廃止又は変更した場合に周辺道路への影響は大きくないか  
安心・安全なまちづくりの面から現道の改良などによって代替機能は確保できるのか  
これまでの地域住民等の意向はどうなっているか  
評価の具体的な内容は P18 に記載

存続

・影響が小さい  
・代替機能が確保できる  
・廃止の要望がある

・影響が大きい  
・代替機能が確保できない  
・整備促進の要望がある

廃止

### (3) 見直し結果の分類

見直しの検討の結果、「存続」「廃止」「縮小変更」の3つのケースに分類します。

**存続**：都市計画道路としての必要性が高い、又は代替機能が確保できないなど、計画決定の存続が妥当であると判断される路線

**廃止**：都市計画道路としての必要性が低く、代替路線があるなど、整備しない場合でも地域に与える影響は小さいと考えられ、計画決定の廃止が妥当であると判断される路線

**縮小変更**：計画幅員まで拡幅する必要性は低く、計画決定の区域の縮小が妥当であると判断される路線

(下図参照)

#### 縮小変更の場合のイメージ図

(例) 当初見込みより交通量が伸びず、必要性に変化が生じているため見直す場合

